

荒廃農地を再生して 地域農業を活性化！！

荒廃農地ってどんな農地？

荒廃農地とは「現に耕作されておらず、通常の農作業では作物の栽培が不可能な農地」のことです。

荒廃農地は野生鳥獣のすみかとなり、近隣の農地への鳥獣被害をもたらすほか、病害虫の発生の原因にもなります。また、荒廃農地は廃棄物の不法投棄の温床にもなり、地域の景観を損ないます。

地域の農業を守るため、荒廃農地の未然防止活動や発生した場合の再生活動が大切です。

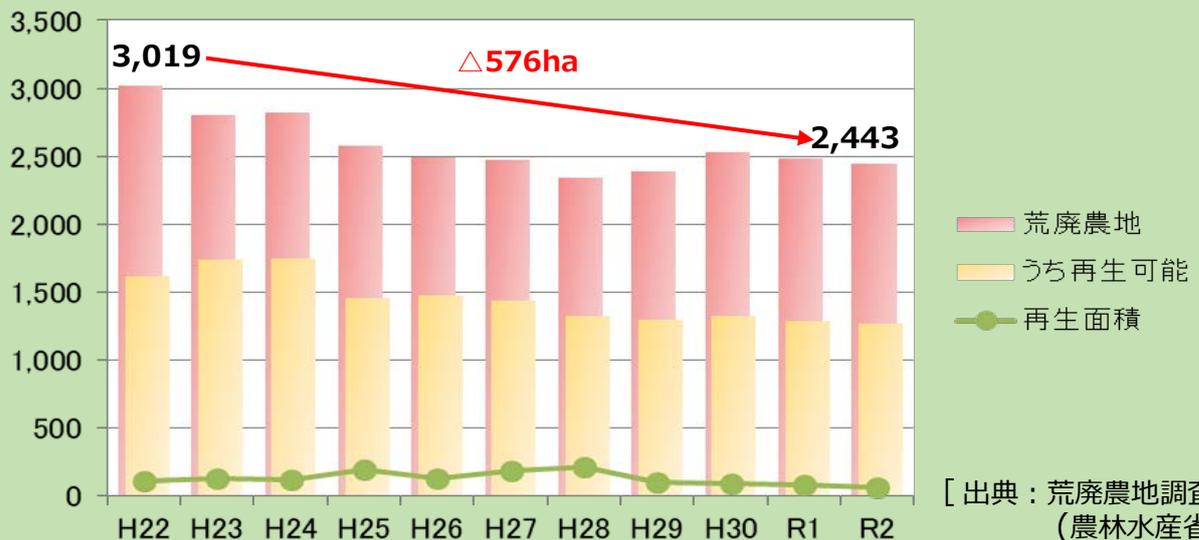


荒廃農地は、全国的に増加傾向にあり、山形県内でも毎年新たな荒廃農地が発生しています。本県の荒廃農地は、発生を上まわるペースで解消が進み、平成22年の3,019haをピークに減少傾向にありましたが、平成29年から平成30年にかけて一度増加に転じ、その後は緩やかに減少しています。

また本県では、意欲ある農業者等の取組みにより、平成22年から令和2年までに約1,400haの荒廃農地が再生されています。

荒廃農地面積 (ha)

山形県の荒廃農地面積の推移



[出典：荒廃農地調査]
(農林水産省)

荒廃農地の再生・発生防止対策事業

やまがた「人・農地」リニューアル事業

荒廃農地の再生を行う 新規就農者や地域の担い手を支援します

補助対象者

以下のいずれかに該当するもの

- 1 新たに就農する者
- 2 認定新規就農者
- 3 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体

事業要件

以下のすべてを満たすこと

- 1 貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作すること
- 2 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 3 事業費が200万円未満であること

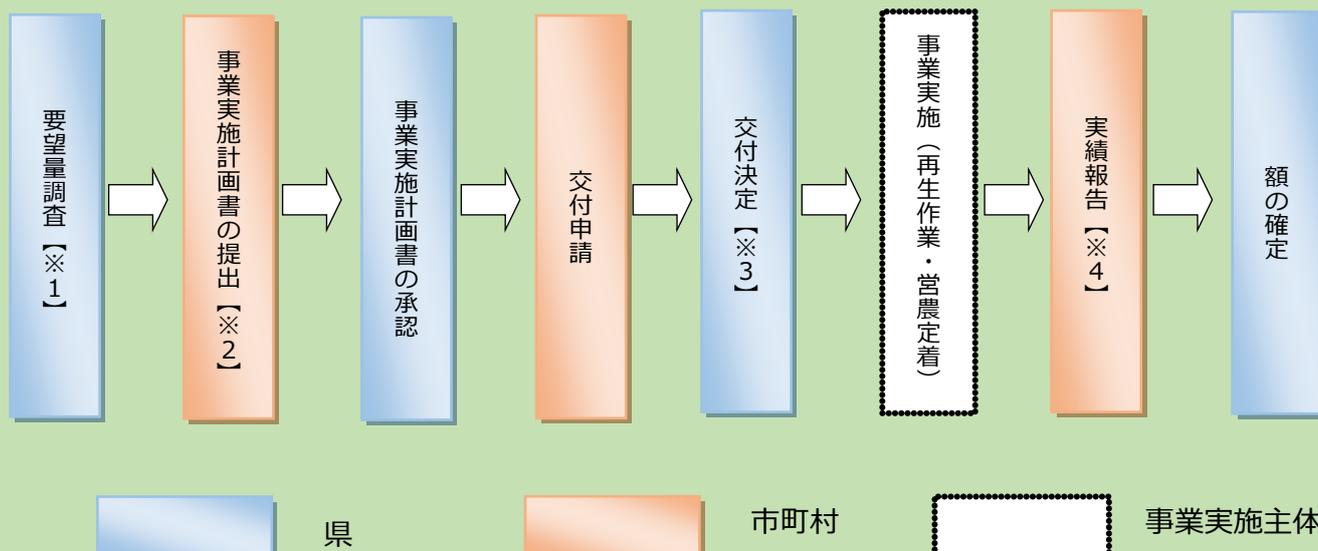
補助対象

区分	①再生作業	②営農定着
荒廃農地 		
内容	伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地等 上記に合わせて行う土壌改良	営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適正確認等 ※種子・苗木の購入や作付け作業も含みます
補助率	県：1/4、市町村：1/4以上*（県と市町村合わせて1/2以上） *市町村単独事業により、市町村の補助率を上乗せできます。	

※1 事業実施にあたって市町村の予算措置が必要となります。

※2 令和4年度も事業継続予定です。

事業フロー



- ※1 予算額の範囲内で随時、要望量調査を実施します。調査期間等のお問合せについてはお住まいの市町村荒廃農地対策担当係までお問合せください。
- ※2 やまがた「人・農地」リニューアル事業実施要領 別記様式第1号を提出ください。
- ※3 やむを得ず交付決定前に着工する場合は、交付決定前着工届の提出が必要です。
- ※4 事業完了後30日以内、または事業実施翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出が必要です。

農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）

市町村や地域協議会が事業実施主体となり、地域ぐるみの話し合いを通じて荒廃農地等の有効活用や低コストによる維持に意欲的に取り組む活動を支援します。



1. 農地等活用推進事業

農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、生産基盤や周辺環境を整備する等、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進します。



2. 低コスト土地利用支援事業

農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。





遊休農地(荒廃農地)の区分

従来、農地は「農地法による利用状況調査(遊休農地調査)」と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(荒廃農地調査)」によりそれぞれ区分されてきました。

令和3年度より、荒廃農地調査が遊休農地調査へ統合・廃止され、農地の区分は以下のようになりました。

■ 遊休農地

遊休農地調査の結果、農業委員会が次に該当すると判断した農地

○1号遊休農地：現に耕作されておらず引き続き耕作の見込みがない農地(荒廃農地A分類と同義) 荒廃の程度により緑区分と黄区分に分類される。

- ・緑区分：草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地
- ・黄区分：基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地

○2号遊休農地：農業上の利用の程度が周辺の農地の利用と比べて著しく劣っている農地

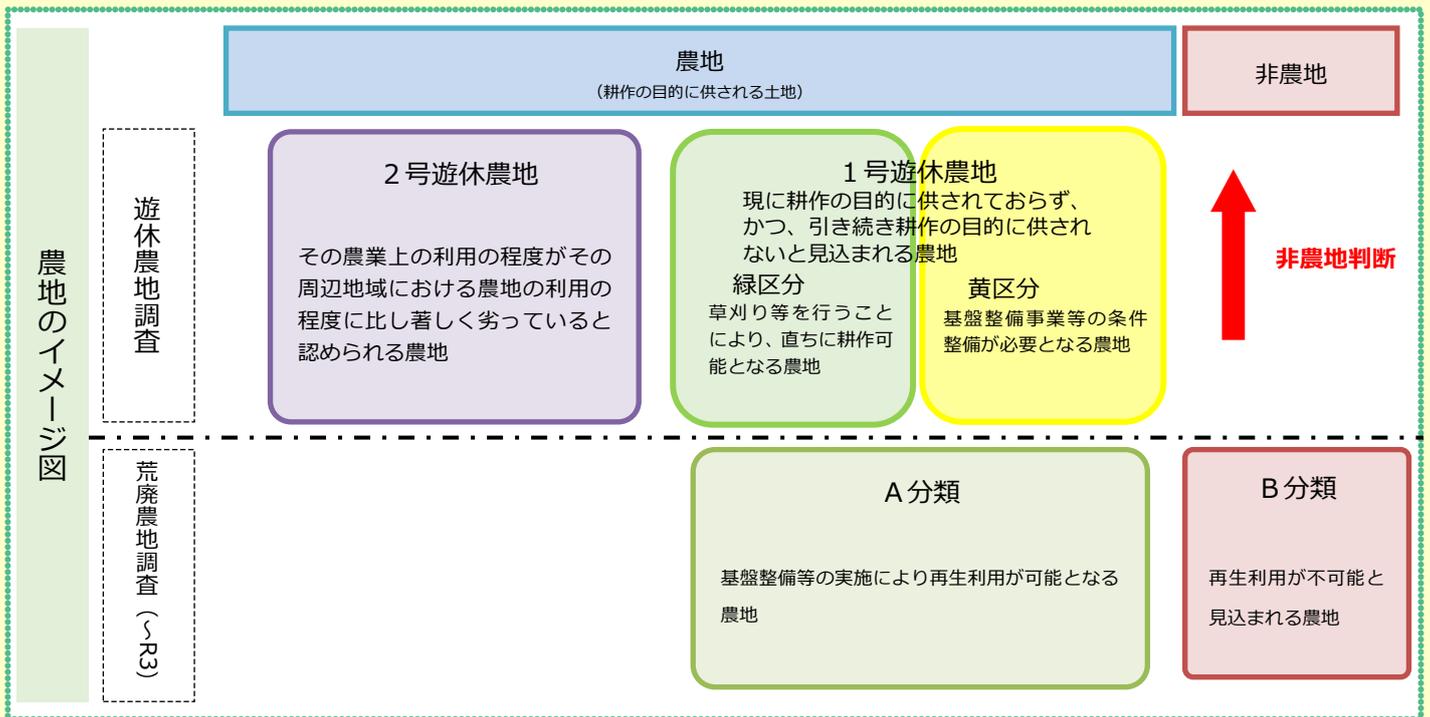
※参考 荒廃農地(令和3年度より調査廃止)

農林水産省が行う荒廃農地調査に基づき、市町村と農業委員会が毎年行う現地調査で把握した次に該当する農地

『現に耕作に供されておらず、耕作の放棄によって荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地』

- ・A分類：再生利用が可能な荒廃農地
- ・B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(非農地判断が必要)

※農林水産省が行う耕作放棄地調査については令和2年度農林業センサスより調査廃止



■ お問合せ

- 【村山総合支庁】農村計画課 023-621-8389
- 【最上総合支庁】農村計画課 0233-29-1341
- 【置賜総合支庁】農村計画課 0238-35-9055
- 【庄内総合支庁】農村計画課 0235-66-5549
- 【県 庁】農村計画課 023-630-2506

まずはお近くの市町村にご相談ください。